

東京都中小企業制度融資・あきる野市中小企業振興資金等融資連携について

1 連携開始時期

令和 7 年 4 月 1 日（火）以降に申込みのあった融資

2 対象資金

中小企業振興資金融資 設備資金

小口零細企業保証資金融資 運転資金・設備資金

3 変更点

該当する東京都中小企業制度融資の融資対象の要件を満たし、東京信用保証協会の保証を受ける場合、東京都から保証料の助成が受けられます。

	中小企業振興資金融資 設備資金	小口零細企業保証資金融資 運転資金・設備資金
保証率	3 分の 2	2 分の 1

4 東京都から保証料の助成を受ける場合の要件

【中小企業振興資金融資 設備資金】

（１）融資対象の基本要件（中小企業振興資金融資）を満たすこと。

ア 個人にあつては、市内に住所又は事業所を有し、かつ、引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。

イ 法人にあつては、市内に本店又は事業所を有し、かつ、引き続き 1 年以上同一事業を営んでいること。

ウ 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。

エ 区市町村民税又は固定資産税(以下「市税」と総称する。)の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。

オ 融資を受ける際には、東京信用保証協会の保証を受けること。

カ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

（２）機械、土地、建物その他事業の用に供する固定資産の購入等を行うもの。

【小口零細企業保証資金融資 運転資金・設備資金】

- (1) 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号までに定める小規模企業者であること。
- (2) 個人にあつては、市内に住所又は事業所を有し、かつ、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (3) 法人にあつては、市内に本店又は事業所を有し、かつ、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。
- (4) 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあつては、当該許可等を受けている（又は、受ける）こと。
- (5) 区市町村民税又は固定資産税（以下「市税」と総称する。）の納税義務者で、既に納期の経過した分の市税を完納していること。
- (6) 融資を受ける際には、東京信用保証協会の保証を受けること。
- (7) あっせんを受けた融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資残高（根保証においては、融資極度額）の合計が2,000万円以下であること。
- (8) 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。